

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度以降、過去5年間(R4～R8年)に一度も水稲(WCS・飼料用米含む)の作付けが行われていない水田においては、交付金の対象としない方針が示されました。

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

■ ただし、次に掲げる場合を除きます。

① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

なお、次の全てに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなします。

ア 湛水管理を1か月以上実施したことが確認できること。

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること。

【作付例】

年度 地番	※水稲作付年度						交付金対象外年度
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
ほ場12	牧草	牧草	牧草	牧草	牧草	牧草	R9から交付金対象外
ほ場34	大豆	大豆	大豆 ※水張り	大豆	大豆	大豆	R12から交付金対象外
ほ場56	主食用 水稲	WCS	飼料用米	自己保全	麦	主食用 水稲	R15から交付金対象外

転作作物が定着している水田では、畑地化促進事業を活用した畑地化や、地域の状況に応じてブロックローテーションの導入等を検討してください。

【対応確認フローチャート】

R4～R8に一度も水稲(WCS・飼料用米)の作付けが行われない水田において、令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金の交付を希望しますか？

希望する

希望しない

令和7～8年度までに水稲作付け
(WCS・飼料用米含む)を行いますか？

畑地化促進事業を活用して畑地化に
取り組みますか？

行う

行わない

取り組む

取り組まない

手続き不要
裏面(1)を参照

裏面(3)を参照

1か月以上の水張り湛水管理が必要
になります。水張りを行ってください。
裏面(2)を参照

書類の提出は必要ありませんが、令和
9年度以降、当該ほ場は本制度の対象
外となります。

(1) 令和7～8年度までに、対象水田について水稲作付けを行う方

当該期間中に対象ほ場に、水稲作付けを行ってください。実施の有無は提出いただいた営農計画書及び現地確認等で判断しますので、別途手続きは不要です。

(2) 令和7～8年度までに、対象水田について水稲作付けを行わない方

まずは農業再生協議会の各窓口へご相談のうえ、次の①～④の手順に沿って実施し、必要書類を提出してください。

- ① 「水張り(湛水管理)実施計画書」を実施する1か月前までに提出してください。
- ② 当該期間中に、対象ほ場にて1か月以上の水張り(湛水管理)を行ってください。
実施したことを証明できるように、水張り開始日の写真と、水張り開始から1か月後以降の写真を「水張り(湛水管理)写真記録表」に貼り付け、提出してください。
- ③ 水張り(湛水管理)完了後、作物の栽培を行ってください。
- ④ 水張り(湛水管理)後の作物を収穫したところで「連作障害確認表」を提出してください。

※上記手順で確認出来ない水田は、湛水管理が行われたとはみなしません。

【提出書類】

- ・水張り(湛水管理)実施計画書
- ・水張り(湛水管理)写真記録表
- ・連作障害確認表

農政課及び各支所窓口に設置しています。
また、竹田市ホームページからもダウンロードいただけます。

(3) 畑地化促進事業を活用して畑地化に取り組む方

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者は、下記の支援が受けられます。ただし、一度畑地化支援・定着促進支援の交付金を受け畑地化した農地については、今後、水田活用の直接支払交付金の対象となることはできませんのでご注意ください。

1. 畑地化支援・定着促進支援

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14万円/10a	2.0万円(加工・業務用野菜等の場合は3.0万円)/10a ×5年間(又は一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、 子実用とうもろこし、そば等)		2.0万円/10a ×5年間(又は一括)

【交付対象農地及び要件】

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
- ・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること
- ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となっている作物が作付けられていること
- ・取組開始年から5年間継続して高収益作物またはその他畑作物を作付けすること

【問い合わせ先】 竹田市農業再生協議会 竹田市農政課営農係(☎ 0974-63-4805)
荻支所産業建設係(☎ 0974-68-2215)
久住支所産業建設係(☎ 0974-76-1116)
直入支所産業建設係(☎ 0974-75-2215)